

◆2017 年度活動報告

2017 年度の主な活動方針に掲げたものは、(1) 総合支援法の 2018 年 4 月改正にむけて是正を求める、(2) 総合支援法について、さらなる見直しの道筋を求める、(3) 総合支援法モデルチェンジデザインプロジェクトの 3 項目であった。(1) と (2) については、厚労省による団体ヒアリングにて DPI の意見を述べたほか、政策論の地域生活分科会に厚労省の課長補佐の登壇を依頼していく過程等を通じて厚労省と意見交換をすることができた。また、11 月末に開催された全国自立生活センター協議会（以下、JIL）と全国脊髄損傷者連合会の共催による重度訪問介護サービス（以下、重訪）に関する集会や、他団体の働きかけも影響し、平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要及び Q&A にて、①入院中の重訪利用の際、別途特別な手続きは不要。②入院中の見守りを認める（実質的に普段と同様の介助が行えるという意図）。③新規採用者への同行支援を認める（熟練ヘルパーと新人の二人体制）。④共生型サービスで重訪従事者資格のみで介護保険の訪問介護に入れる。などの成果をあげる事ができた。また、重訪の移動制限の撤廃については、大学等への修学（通学含む）が、地域生活支援促進事業による補助金事業という形で可能となり、泊まりでの利用も「原則として 1 日の範囲内で用務を終えるものに限る」の規定を正式に廃止することができ、生活介護の短時間利用を一律に減算せず、重度障害者の利用割合を勘案する規定にすることもできた。

一方、残された課題としては、①入院中の重訪利用が可能となったのは障害支援区分 6 の人に限定され、区分 4・5 の人が取り残されていること。②重訪の対象拡大で、行動障害を有しておらず常時介護が必要な者（行動障害関連項目 10 点に満たない者を含む）が未だ進展していないこと。③介護保険優先原則の見直し。④難病の制限列举方式の見直し。などがある。また、新設された共生型サービスや大学等の修学支援の評価も慎重に行う必要がある。

(3) の支援法 PT は三菱財団の 2 年間の助成事業であり、1 年目である 2017 年度は、本プロジェクトのメンバー自身が学ぶため、テーマ毎にスペシャリストを招いての勉強会を計 5 回開催し、現状分析や今後の方向性、課題について議論を重ねることができた。その結果、2020 年前後にあり得るとみられる次の法律改正に向けて、厚労省内部で議論がなされている「我が事・丸ごと地域共生社会実現本部」での検討動向をより一層注視し、2 年目はどのような法改正が望ましいかを提示することに取り組む予定である。

◆2018 年度活動方針

2018 年度の報酬改定に併せて施行された総合支援法の改正への対応、並びに権利条約の「他の者（障害のない人）との平等」、「社会モデル」、「インクルーシブ社会の構築」の視点および権利条約第 19 条「自立した生活及び地域社会への包容」の一般的意見の視点からみて、障害者の地域生活支援について今後の課題を整理し取り組む。

（1）改正総合支援法施行をふまえた課題への取り組み

①重度訪問介護の入院中の利用可能な対象者の拡大および市町村の対応について

「障害支援区分 4・5」の人で、入院中の利用が出来ず困った事例、市町村の誤った解釈により入院中の介助が制限された事例等を募集し、事例に基づき厚生労働省（以下、厚労省）と交渉する。（障害者の地域生活確立の実現を求める全国大行動実行委員会による厚労省交渉を含む）

② 65 歳になった高齢障害者の介護保険適用問題について

共生型サービスの新設で、資格要件を緩和して重度訪問介護（以下、重訪）資格だけで介護保険の訪問介護を行えることになったが、運用は介護保険に従うため見守りはできず、急な変更への対応も困難であり、なんら問題の解決にはならない。重訪は、障害者特有の制度として認め、介護保険優先利用対象から明確に外すべきである。あわせて、介護保険併給者の国庫負担基準が激減する問題を早期に解消するための取り組みを行なう。

③重度訪問介護の対象拡大について

行動障害のない人（行動関連項目 10 点未満）がいまだ対象外となっていることについて、検討チームの設置などを求めるとともに、重訪の対象拡大による成果の普及啓発として、重度知的障害者の自立生活を追ったドキュメンタリー映画の活用を考える。

④総合支援法の対象から漏れ続ける人への対応について

障害者総合支援法（以下、総合支援法）の対象者の定義が制限列举方式のため、一部の難病や難治性疾患の人などが支援を受けられずに取り残されている。総合支援法第 4 条の定義を障害者基本法の定義に改正し、申請すること自体を認めない（サービスにアクセスできない）現状を是正することを求める。

⑤重度訪問介護の更なるシームレス化について

「通勤や就労（経済活動にかかる外出）」、「通年かつ長期にわたる外出」、「社会通念上適当でない外出」は対象外とする省令は社会参加を妨げる社会的障壁になっているケースが多々ある。これは「他の者との平等」、「社会的障壁の除去に資する」といった権利条約やそれを受けた障害者基本法、総合支援法の規定からも問題があることから削除することを求める。それとともに、障害種別を超えた当事者が主体となった組織で検討する場を設けることを求める。

⑥地域生活支援促進事業となった大学等の修学支援について

通学も含む修学時のヘルパー利用が可能となる仕組みができたことは一歩前進だが、その

運用の改善点や、今後の課題について事例を収集するなどの取り組みを行う。

(2) 障害者総合支援法モデルチェンジデザインプロジェクト（三菱財団助成事業）

2018年度は三菱財団の助成事業の2年目（最終年度）となる。1年目の勉強会で学んだ時代背景と今後の動向を参考に、権利条約第19条の一般的意見を踏まえ、総合支援法の積み残し課題の是正も含めた、次の法改正に向けた提言を取りまとめ、タウンミーティングなどを開催し議論を深めていく。

厚労省が立ち上げた『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」では、障害、児童、高齢分野の縦割りを解消した全世代・全対象型の地域包括ケアシステムの構築を打ち出しており、2018年度から新設された共生型サービスは、介護保険とサービスの統合を視野に入れたものと考えられる。

介護保険との統合における厚労省の最大の目的は「介護保険料徴収年齢の引き下げ」であることは明白であり、これが実施されると、いわゆる65歳問題が保険料徴収年齢にまで広がることを意味する。

こうした問題に対してDPIとしてどのように対応していくかなどについて、本プロジェクトの成果をふまえて、地域生活部会および企画委員会で論点整理を進めていく。